

「障害者差別解消法」の施行に伴う本市の取組について

1 「障害者差別解消法」の概要について（別紙 1）

(1) 法制定の背景

平成 18 年に国連において採択された「障害者権利条約」に批准するため、国が関連する国内法を整備し、その一つとして平成 25 年 6 月「障害者差別解消法」を制定。平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結した。

(2) 目的

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

(3) 障がい者に対する差別の定義

ア 不当な差別的扱い

障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否、制限、条件付けするなど、障がい者の権利利益を侵害すること

【不当な差別的扱いの例】

- ・障がいを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む
- ・障がいを理由に、付き添い者の同行を求める

イ 合理的配慮の不提供

障がい者の活動等の妨げとなる「社会的障壁」を取り除くために必要な配慮をしないこと（※ただし、その実施に伴う負担が過重な場合を除く）

【合理的配慮の提供の例】

- ・筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる
- ・順番を待つことが難しい障がい者の手続き順を入れ替える

【過重な負担の考え方】

- ・事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か
- ・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ・費用・負担の程度

※障がい者差別の解消に資する本市のこれまでの取組（参考資料 1）

(4) 各機関の役割

	国	地方公共団体等	民間事業者
差別的取扱の禁止	法的義務	法的義務	法的義務
合理的配慮の提供	法的義務	法的義務	努力義務



職員の対応要領の策定	法的義務	努力義務	—
相談窓口の明確化	努力義務	努力義務	—
地域協議会の設置	努力義務	努力義務	—
主務大臣による各分野の民間事業者に対する「対応指針」の策定	法的義務	—	指針を参考に主体的に取り組む

2 法施行に伴う本市の考え方

本市においては、これまでも障がい者に対する差別の解消に資する取組を実施してきたところであるが（参考資料1）、法の施行に的確に対応できるよう、努力義務とされている「職員の対応要領の策定」などに取り組むとともに、社会全体で障がい者に対する差別解消を推進できるよう、市が周知啓発等に取り組む。

3 今後の取組（別紙2）

（1）職員の対応要領の策定（別紙3）

障がい者に対する差別解消の推進について職員が正しく理解し、庁内全体で的確に対応できるよう、障がい特性に応じた配慮の事例などを分かりやすく示すガイドラインとして「職員の対応要領」を作成する。

また、職員が対応要領を行動規範として遵守していくよう、市長が全職員に周知するとともに、所属長等への研修を実施する。

「職員の対応要領」（骨子）

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供（基本的な考え方、具体例など）
- ・ 所属長の責務と職務上の義務（差別的取扱いをした場合等の対応など）
- ・ 研修・啓発（対象者や方法など）、相談体制の整備（相談のフローなど）

（2）相談窓口の設置

障がい者やその家族が相談しやすい環境を確保するため、庁内外の障がい者差別に関する相談窓口を障がい福祉課内に設置する。差別解消を含めた障がい福祉施策を担当する職員が相談に応じることにより、双方の行き違いなどによるトラブルの原因の解消や、紛争の未然防止につながる。

（3）地域協議会の設置

障がい者差別解消の推進に関する情報共有や、民間事業者や関係機関等における主体的な取組を促進するため、「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置する。

（4）その他

障がい者に対する差別の解消について、社会全体で取り組めるよう、広報紙やホームページを活用しながら幅広く周知するとともに、パンフレットの配布や出前講座等の開催により、市民及び民間事業者の理解促進を図る。

4 今後のスケジュール

- ・ 平成28年2月～ 職員の対応要領の公表、職員に対する研修の実施
- ・ 4月～ 相談窓口の設置、差別解消支援地域協議会の設置など